令和　７年（ヌ）第　　１５４号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１７日
名古屋地方裁判所民事第２部
裁判所書記官　神宮司　智　仁

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　２日から 令和　８年１２月　９日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１６日　午前　９時３０分 名古屋地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　６日　午前　９時５０分 名古屋地方裁判所民事第２部
特別売却実施期間	令和　８年１２月２３日　午前　９時００分から 令和　８年１２月２３日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１７日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 558, 000 1, 246, 400	一括	311, 600	11, 432	0
1	681, 000				
2	877, 000				
備考	上記売却基準価額は，民事執行規則３０条の３第１項の規定により変更したものである。				

令和　7年（ヌ）第　　154号

物　件　目　録

1　所　　在　　愛西市小津町江新田

　　地　　番　　１０１番５１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９９．４０平方メートル

2　所　　在　　愛西市小津町江新田　１０１番地５１

　　家屋　番号　　１０１番５１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺平家建

　　床　面　積　　３９．６２平方メートル

　　(現況)

　　種　　類　　作業所

令和　7年（ヌ）第　　１５４号

物　件　明　細　書

令和　8年　3月１３日
名古屋地方裁判所民事第２部
裁判所書記官　小久保　由希江

1　不動産の表示

【物件番号１，２】

別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要

なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号１，２】

なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号２】

本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項

【物件番号１】

隣地との境界が不明確である。

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　７年（ヌ）第　　１５４号

物　件　目　録

１　所　　在　　愛西市小津町江新田

　　地　　番　　１０１番５１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９９．４０平方メートル

２　所　　在　　愛西市小津町江新田　１０１番地５１

　　家屋　番号　　１０１番５１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺平家建

　　床　面　積　　３９．６２平方メートル

　　（現況）

　　種　　類　　作業所

令和 7 年(ヌ)第 154 号

令和 7 年 12 月 26 日受理

令和 8 年 2 月 5 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 佐 藤 哲 也

令和　7年（ヌ）第　　154号

物　件　目　録

1　所　　在　　愛西市小津町江新田

　　地　　番　　101番51

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　99．40平方メートル

2　所　　在　　愛西市小津町江新田　101番地51

　　家屋　番号　　101番51

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺平家建

　　床　面　積　　39．62平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１） □公衆用道路（物件　　） □　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図（概略）のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者が物件１土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主である建物　□附属建物） ■種　類：作業所 □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない　　種　類： □ある　　構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を作業所（空き家）として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある［　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図（概略）のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（関係人の陳述等用）

関　係　人　の　陳　述　等

陳　述　者 （当事者等との関係）	陳　述　内　容　等
■近隣居住者（債務者の兄の妻）	1　債務者は、時期は覚えていませんが、令和７年４月より前から失踪していると思います。現在も行方は分かりません。 2　債務者は、以前から物件２建物には住んでおらず、物件２建物は、債務者が作業所として使っていたと思います。 3　物件２建物の東隣の私の建物（１０１番５０）と境界については、それぞれ中古住宅として購入したのでよく分かりません。 4　債務者から物件２建物の鍵を預かっているので、現況調査を行うときはお貸しします。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（執行官の意見用）

執 行 官 の 意 見

■占有関係について

1　近隣居住者の陳述、物件２建物の郵便受けに存在した債務者宛ての郵便物、現認使用状況等から２枚目のとおり認定した。

■物件１土地の現況について

1　南側を道路に接する四角形の宅地である（土地建物位置関係図（概略）参照）。

2　境界については、各境界杭を確認することはできなかった。

3　西側については、物件２建物の屋根及び雨樋が西側隣接地（１０１番５２）に越境している可能性がある。また、同隣接地上の塀等の工作物も物件１土地上に越境している可能性がある。

4　東側については、物件２建物の差し掛け及び塀等工作物が東側隣接地（１０１番５０）上の建物と接しており、同隣接地に越境している可能性がある。また、同隣接地上の建物の屋根、雨樋及び屋外フードも物件１土地上に越境している可能性がある。

■物件２建物の現況について

1　登記記録全部事項証明書によれば、昭和４２年７月３１日新築の木造瓦葺平家建ての建物であることが認められる。

2　室内は、経年相応の傷みや汚れが見受けられた。また、天井の歪みや玄関には朽木箇所も見られた。

3　浴室は、浴槽内に作業資材等が入れられており、浴室としては使用されていなかったと思われる。

4　作業所として利用するため、洋室以外は襖、押入及び物入の建具がすべて外され、床の大部分は板に張り替えられていた。

5　北側には差し掛けが設置されており、北東には差し掛けを覆うように壁面と引戸が設置されている。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（　４　枚目）

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R7年　12月23日（火） 9:00　－　9:10	名古屋法務局	土地建物全部事項証明書交付申請
R8年　1月5日　（月） 9:00　－　9:10	名古屋法務局	公図及び建物図面等交付申請
R8年　1月7日　（水） 14:50　－　15:20	物件所在地	現地確認、物件１土地及び物件２建物（外観）の写真撮影、近隣居住者（親族）から聴取
R８年 1月26日　（月） 12:45　－　13:15	物件所在地	現地確認、物件１土地及び物件２建物（室内）の写真撮影、近隣居住者（親族）から聴取、評価人同行

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■　令和　８年　１月２６日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、親族が保管している鍵により解錠して建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日

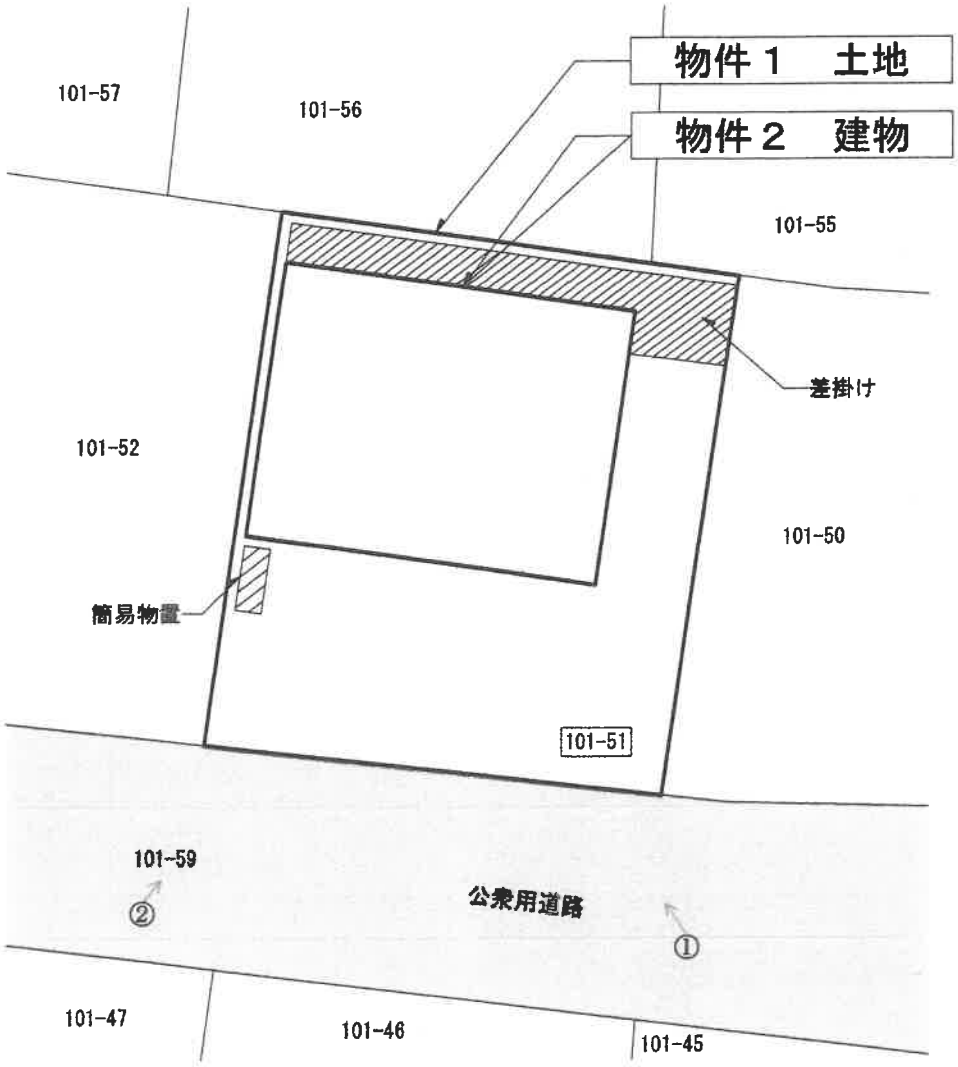
休日・夜間執行許可の提示をした。

□　令和　　年　　月　　日

目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

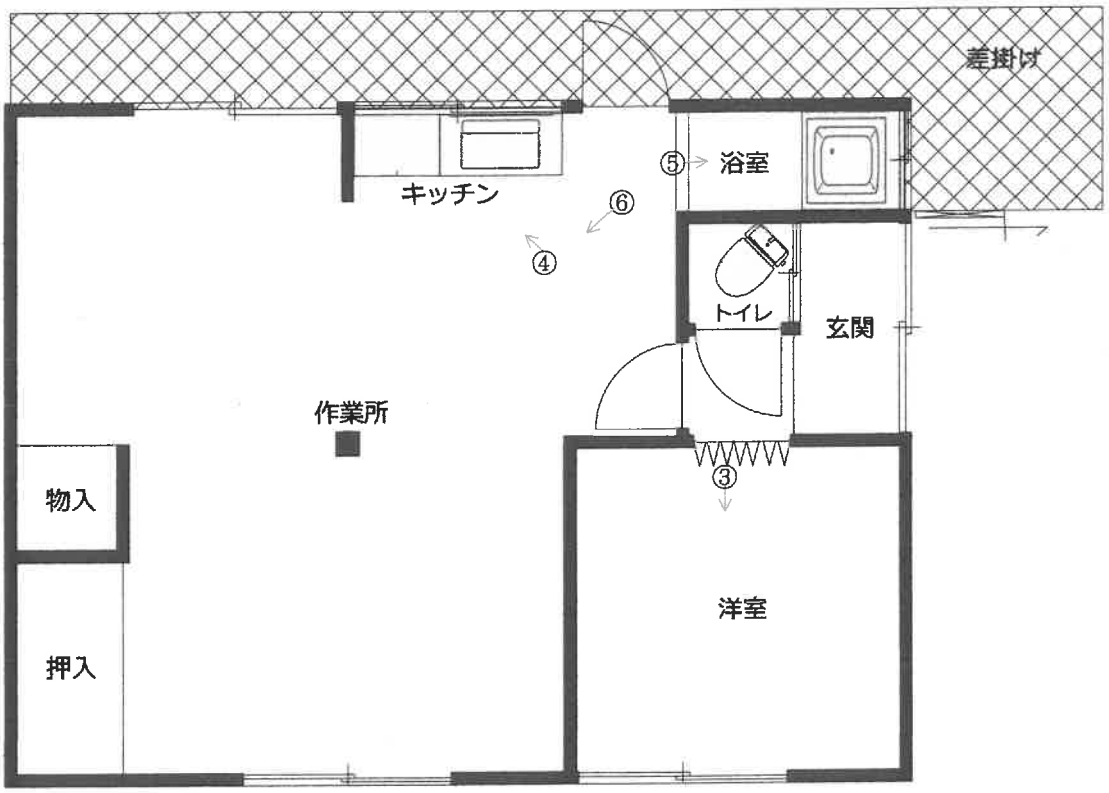
（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号

建物間取図（概略）



写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号

1 階



①　物件１土地を含む物件２建物の外観



②　物件１土地を含む物件２建物の外観



③　洋　室



④　キッチン



⑤　浴室



⑥　作業所

令和 7 年 （ヌ） 第 154 号
令和 8 年 1 月 9 日 受 理
令和 8 年 1 月 26 日 現地調査
令和 8 年 1 月 27 日 評 価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

松原 一隆 印

第１　評価額

一　括　価　格	
金 3,180,000 円	
内　訳　価　格	
物件 １ （ 土 地 ）	金　1,390,000 円
物件 ２ （ 建 物 ）	金　1,790,000 円

１　一括価格は、物件１、２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	愛西市小津町江新田 １０１番５１ 宅地 99.40 平方メートル	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	愛西市小津町江新田　１０１番地５１ １０１番５１ 居宅 木造瓦葺平家建 39.62 平方メートル	特記事項記載のとおり

番号	特記事項
2	現況は作業所として利用されており、種類は「作業所」である。

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	名鉄津島線「藤浪」駅　北東方　道路距離　約 800m （附属資料１「位置図」　参照）	
付近の状況	小規模一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 無指定 60% 200% 無指定 宅地造成等工事規制区域 建築基準法第22条区域 津波災害警戒区域
画地条件	地積　99.40㎡ 間口　（南側）約 9.2m 、奥行 約 10.7m 形状　ほぼ正方形、中間画地	
接面道路の状況	南側　現況幅員　約 4.5m　舗装市道に概ね等高にて接面 （建築基準法第42条1項1号）	
土地の利用状況等	物件１は物件２建物の敷地等として利用されている。	
供給処理施設 （敷地内引込の有無を基準としている）	上水道　あり ガス配管　引込可（プロパンガスを利用） 下水道　コミュニティプラントを利用	
土壌汚染の可能性の調査	登記記録、過去の住宅地図（昭和51年）等の資料から、本件土地は個人宅の敷地等として利用されており、土壌汚染の蓋然性は低いが、汚染の有無は不明であり、調査機関による土壌汚染調査を行わないと確定できない。	
特記事項	・愛西市備付けのハザードマップ等によると、本件土地周辺は津波、洪水、高潮浸水想定区域に該当する。 ・閉鎖登記簿、登記記録から本件土地は昭和45年以前から地目は宅地であり、建物についても昭和45年以前に既に建築済みであった。本件について愛知県開発審査会基準第17号への適合の可否、建物の建替の可否、用途、規模、構造、要件等については尾張建設事務所 建築課に協議、確認を要する。 ・本件土地の南西側に簡易物置が設置されている。 ・本件土地の境界は不分明であり、西側については本件土地上の建物の屋根、雨樋、塀等の工作物が西側隣接地（101番52）に越境している可能性がある。また、西側隣接地上の塀等の工作物についても本件土地に越境している可能性がある。 ・東側については本件土地上の差掛け、塀等の工作物が東側隣接地（101番50）に越境している可能性がある。また、東側隣接地上の建物、屋根、雨樋、屋外フード、塀等の工作物が本件土地に越境している可能性がある。	

2　建物の概況及び利用状況（物件２）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日　（登記記載）　　昭和 42 年 7 月 31 日 新築 経過年数　　約 59 年 経済的残存耐用年数　　約 0 年 （経済的な耐用年数は経過したものと判断される）
仕　　様	構　　造　木造 屋　　根　瓦葺 外　　壁　サイディング 等 内　　壁　ビニールクロス 等 天　　井　ビニールクロス、ボード 等 床　　フローリング、板 等 設　　備　電気、水道、プロパンガス、コミュニティプラント そ の 他　特になし。
床面積（現況）	現況床面積は、登記数量とほぼ同じであると判断され、増築等はなされていないものと推測される。
現況用途等	階　　層　平家建 現況用途　作業所 間 取 り　附属資料７「建物間取図（概略）」のとおり
品　　等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書の記載のとおり
特記事項	・建築年から推測すると、アスベスト含有建材等の使用に留意が必要である。 ・室内の汚損の程度は経年相応で、室内各所に使用、経年による破損、汚れ等が見られる。作業所として利用するため、襖や押入、物入の建具は外されており、床の大部分は板に張替されている。 ・本件建物の北側から北東側に差掛けが設置されている。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格　（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格（円／㎡） ア	個別格差 イ	地積（㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ
1	54,500	1.00	99.40	0.90	4,880,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査　愛西（県）-3

調査価格		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
63,600円/㎡	×	100.6 /100	×	100/ 102	×	100/ 115	＝	54,500円/㎡

（上三桁未満四捨五入）

◇ 時 点 修 正 ： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
◇ 標 準 化 補 正 ： 方位東向き（＋2.0）を考慮した。
◇ 地 域 格 差 ： 行政条件格差（+15.0）を考慮した。

イ　個 別 格 差 ： 方位南向き（＋5.0）、規模（－5.0）を考慮した。
1.05（方位）× 0.95（規模）＝ 1.00（個別格差）

ウ　地　　積 ： 登記数量による。

エ　建 付 減 価 ： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

（２）建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価（円／㎡） ア	現況延床面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
2	198,000	39.62	0.02	160,000

ウ　現　価　率：

・現価率 ＝ [残価率3%＋（1－残価率3%）×{経済的残存耐用年数0年/（経済的残存耐用年数0年＋経過年数59年）}]×（1－観察減価等30%）＝ 0.02

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

（1）土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ
1	4, 880, 000	0. 55	法定地上権	2, 680, 000

イ　土地利用権等割合：　土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

（2）内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正（円） ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） {(ア±イ)－ウ}×エ×オ
1	4, 880, 000	-2, 680, 000		0. 9	0. 7	1, 390, 000
2	160, 000	+2, 680, 000	0	0. 9	0. 7	1, 790, 000
一括価格（合計）						3, 180, 000

ウ　占有減価修正：　必要なし。

エ　市場性修正　：　境界不分明及び越境の可能性による市場性の減退を考慮した。

オ　競売市場修正：　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

地価調査価格　　愛西（県）-3

所在	：	愛知県愛西市諏訪町郷東９９番４
価格	：	63,600円/㎡
位置	：	名鉄津島線「藤浪」駅 の北方約 550m（道路距離）
価格時点	：	令和7年7月1日
地積	：	218㎡
供給処理施設	：	水道、ガス、下水
接面街路	：	東側 5.1m市道に接面
用途指定等	：	第一種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）
地域の概要	：	中小規模の一般住宅が多い既成の住宅地域

第７　附属資料

1　位置図
2　付近案内図
3　公図写
4　地積測量図写
5　建物図面・各階平面図写
6　土地建物配置図(概略)
7　建物間取図（概略）
8　写真

以　上

附属資料１

位　置　図



附属資料２

付近案内図



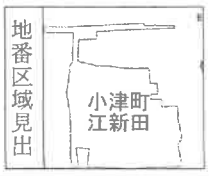
イ 101-14　ハ 101-65　ホ 101-67　ト 101-69　リ 101-71　ル 101-73
ロ 101-63　ニ 101-66　ヘ 101-68　チ 101-70　ヌ 101-72　つづく

附属資料３
公　図　写

Ａ４判に縮小



（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所　在	愛西市小津町江新田			地　番	101番51		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日（原図）			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（名古屋法務局津島支局管轄）

令和7年11月4日

名古屋法務局

請求番号：29-1　　登記官 [redacted]

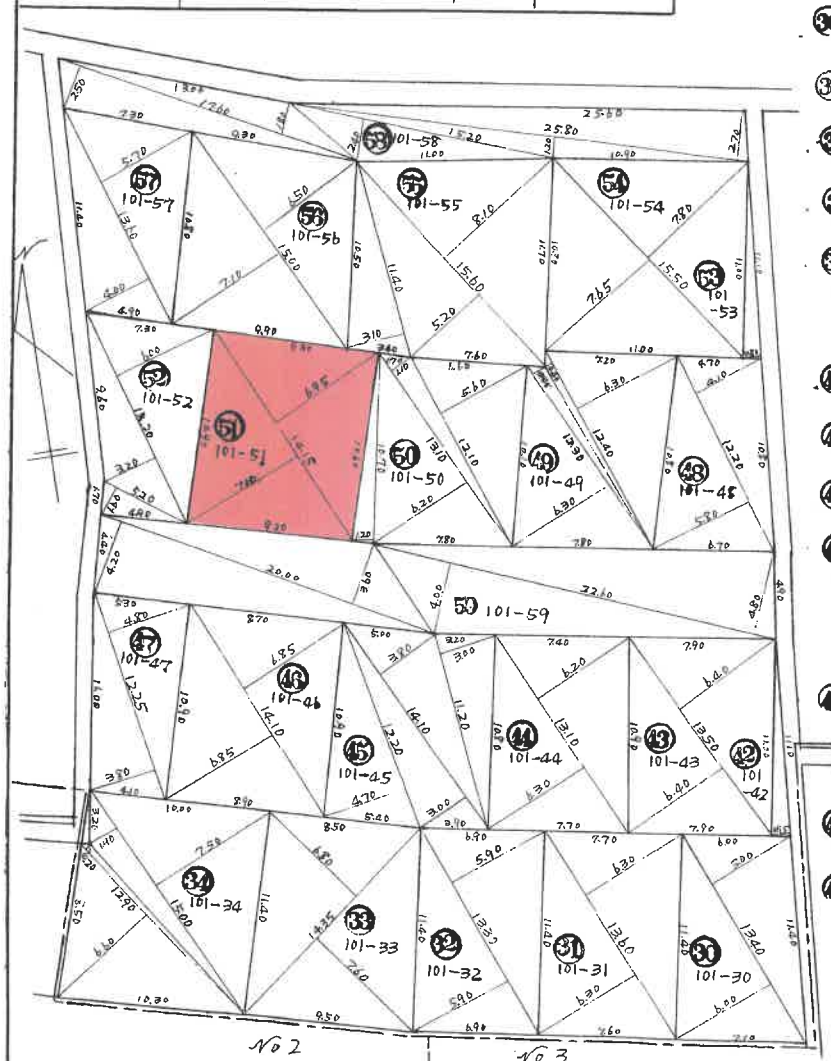
(1/2)

平成17年4月1日行政区画を愛西市小津町と変更

地積測量図（No.1）

5104810　1/3

地番	101-30、101-31、101-32、101-33、101-34、101-42、101-43、101-44、101-45、101-46、101-47、101-48、101-49、101-50、101-51、101-52、101-53、101-54、101-55、101-56、101-57、101-58、101-59。 前101/ 後・新101-1,-3へ-40,-43へ-47,-49へ-60,93-35,-39,-43
土地の所在	海部郡佐織町大字小津字江新田



30 101-30 求積 13.40×(5.00+6.00)×½ = 73.70・
地積 73.70 ㎡

31 101-31 求積 13.60×(6.30+6.30)×½ = 85.68・
地積 85.68 ㎡

32 101-32 求積 13.30×(5.90+5.90)×½ = 78.47・
地積 78.47 ㎡

33 101-33 求積 14.35×(6.80+7.60)×½ = 103.32・
地積 103.32 ㎡

34 101-34 求積 15.00×(7.50+1.90) + 10×(0.95) ×½ = 70.50 −5.2725
求積 12.90×(6.60+8.20)×½ = 43.86
計 114.36・
地積 114.36 ㎡

42 101-42 求積 11.10 × 0.95 ×½ = 5.2725・
地積 5.27 ㎡

43 101-43 求積 13.50×(6.40+6.40)×½ = 86.40・
地積 86.40 ㎡

44 101-44 求積 13.10×(6.20+6.30)×½ = 81.875・
地積 81.87 ㎡

45 101-45 求積 14.10×(3.80+3.00)×½ = 47.94
求積 12.20 × 4.70 ×½ = 28.67
求積 11.20 × 3.00 ×½ = 16.80
計 93.41・
地積 93.41 ㎡

46 101-46 求積 14.10×(6.85+6.85)×½ = 96.585・
地積 96.58 ㎡

47 101-47 求積 12.25×(4.80+3.80)×½ = 52.675・
地積 52.67 ㎡

48 101-48 求積 12.20×(4.10+5.80)×½ = 60.39・
地積 60.39 ㎡

49 101-49 求積 12.40×(6.30+0.40)×½ = 41.54
求積 12.30×(6.30+0.85)×½ = 43.9725
計 85.5125・
地積 85.51 ㎡

50 101-50 求積 13.10×(1.10+6.20)×½ = 47.815
求積 10.70 × 1.20 ×½ = 6.42
求積 12.10 × 5.60 ×½ = 33.88
計 88.115・
地積 88.11 ㎡

51 101-51 求積 14.15×(6.95+7.10)×½ = 99.40375
地積 99.40 ㎡

52 101-52 求積 13.20×(6.00+3.20)×½ = 60.72
求積 5.20 × 1.60 ×½ = 4.16 −4.88
計 64.88・
地積 64.88 ㎡

53 101-53 求積 11.10 × 0.80 ×½ = 4.44・
地積 4.44 ㎡

54 101-54 求積 15.50×(7.80+7.65)×½ = 119.7375・
地積 119.73 ㎡

55 101-55 求積 15.60×(8.10+5.20)×½ = 103.74
求積 11.40 × 3.10 ×½ = 17.67
計 121.41・
地積 121.41 ㎡

56 101-56 求積 15.00×(6.50+7.10)×½ = 102.00・
地積 102.00 ㎡

57 101-57 求積 13.60×(5.70+4.00)×½ = 65.96・
地積 65.96 ㎡

58 101-58 求積 17.60×(2.50+1.80)×½ = 37.84
求積 25.80×(1.20+2.70)×½ = 50.31
求積 15.20 × 2.40 ×½ = 18.24
計 106.39
地積 106.39・ ㎡

59 101-59 求積 20.00×(4.20+3.60)×½ = 78.00
求積 22.60×(4.00+4.80)×½ = 99.44
計 177.44
地積 177.44・ ㎡

求積小計 1967.42625 −1967.4245

縮尺	1/800

（全国土地家屋調査士会連合会用紙）

作製年月日　昭和42年7月参日

作製者 [redacted]

附属資料4
地積測量図写

A4判に縮小

表示年月日：2026/01/13

登記年月日：昭和42年9月25日

5204089

平成17年4月1日行政区画を愛西市小津町と変更

建物図面

家屋番号	101番51
建物の所在	海部郡佐織町大字小津 字江新田 101番地の51



単位＝メートル

縮尺	1/500

（名古屋土地家屋調査士会用紙）

作製年月日　昭和四弐年九月弐弐日

作製者 [redacted]

S42.9.25.

A4判に縮小

附属資料 5
建物図面・各階平面図写

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（名古屋法務局津島支局管轄）
令和7年11月4日　名古屋法務局
登記官 [redacted]

請求番号：29-2

登記年月日：昭和42年9月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（名古屋法務局津島支局管轄）
令和7年11月4日　名古屋法務局
登記官

5204090

各　階　平　面　図

家屋番号	101番51
建物の所在	海部郡佐織町大字小津 字江新田101番地の51

平成17年4月1日行政区画を愛西市小津町と変更





5.45×7.27 = 39.6215
床面積　39.62 ㎡

単位＝メートル

縮尺	1/200

（名古屋土地家屋調査士会用紙）

作製年月日	昭和四弐年九月弐弐日
作製者	[redacted]

S42 9.25

[redacted]

[redacted]

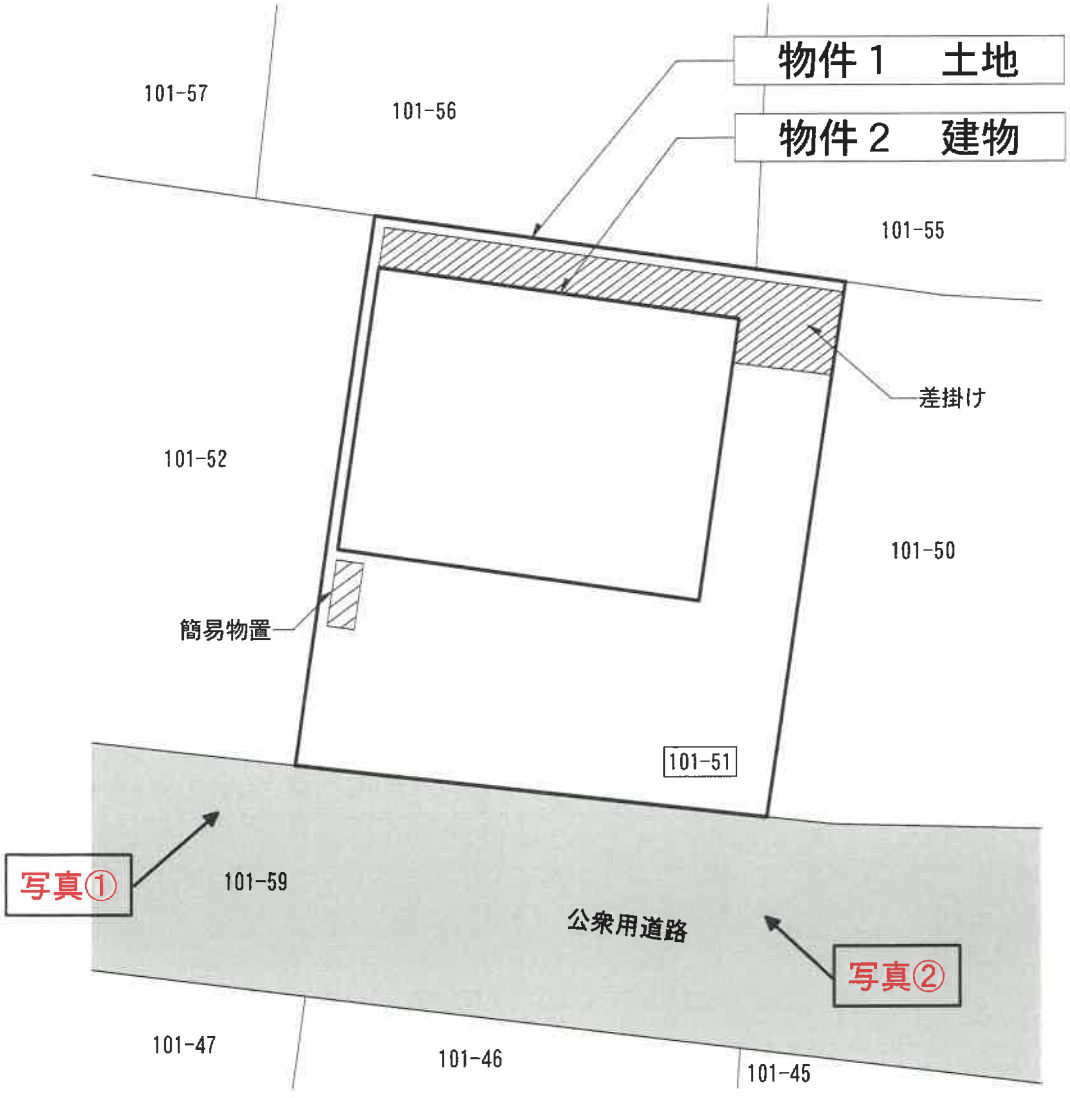
A4判に縮小

附属資料5
建物図面・各階平面図写

請求番号：29-2　(2/2)

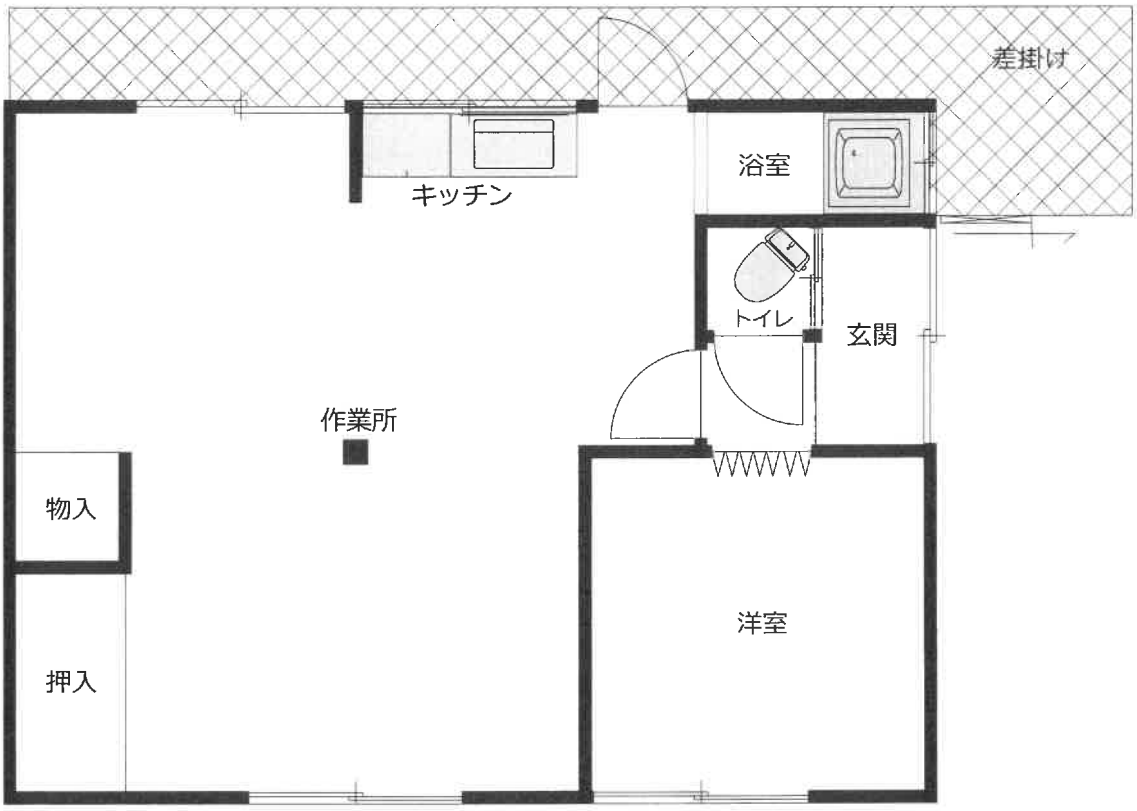
附属資料６

土地建物配置図（概略）



附属資料７

建物間取図（概略）



１　階

附属資料８

写　真



写真①



写真②